

議案第25号

多可町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について

多可町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求めらる。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

令和 年 月 日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき県が行う急傾斜地崩壊対策事業について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定に基づき本町が負担する経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、急傾斜地崩壊対策事業の施行に係る地域の受益者から徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、町が負担する経費の10分の2に相当する額とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 町長は、分担金の額を決定したときは、その旨を受益者に通知しなければならない。

2 分担金は、別に定める分担金決定通知書に基づき、指定期日までに納めなければならない。

(徴収猶予及び減免)

第5条 町長は、災害その他特別の理由がある場合は、分担金の徴収を受ける者の申請により、分担金の徴収を猶予し、又はその全部若しくは一部を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。